

令和8年度柴田町議会6月会議会議録（第5号）

出席議員（17名）

1番	吉田謙治	君	2番	大橋武彦	君
3番	平間康弘	君	4番	笠松均	君
5番	吉田清	君	6番	小田部峰之	君
7番	欠員		8番	安藤義憲	君
9番	平間幸弘	君	10番	桜場政行	君
11番	大坂三男	君	12番	平間奈緒美	君
13番	佐々木裕子	君	14番	高橋たい子	君
15番	広沢真	君	16番	白内恵美子	君
17番	吉田和夫	君	18番	石森靖明	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	佐藤正人	君
総務課長 併 選挙管理委員会書記長	藤原輝美幸	君
まちづくり政策課長	熊谷英樹	君
財政課長	大山薫	君
税務課長	渡辺潤	君
町民環境課長	犬飼美江子	君
健康推進課長	小林威仁	君
福祉課長	三浦英明	君
子ども家庭課長	天野敬	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	宮武靖洋 君
---------------------	--------

商工観光課長	吉野真佳 君
--------	--------

都市建設課長	佐藤康弘 君
--------	--------

上下水道課長	平間一行 君
--------	--------

危機管理監	太田健博 君
-------	--------

技術管理監	関隆行 君
-------	-------

教育委員会部局

教 育 長	古積裕一 君
-------	--------

教育総務課長	杉本龍司 君
--------	--------

スポーツ文化振興課長	畑山慎太郎 君
------------	---------

その他の部局

代表監査委員	関場孝夫 君
--------	--------

事務局職員出席者

議会事務局長	鹿又博文
--------	------

次 長	伊藤純子
-----	------

副 参 事	大川原真一
-------	-------

主 事	加藤峻
-----	-----

議 事 日 程 （第7号）

令和8年6月11日（木曜日） 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 意見書案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

第 3 請願第 1号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書提出の請願書

第 4 陳情第 1号 日本政府に「非核三原則を厳守し、実行を求める」意見書提出について（陳情）

陳情第 2号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

陳情第 3号 国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める陳情書

陳情第 4号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬などへの追加負担導入の中止、および公的医療保険制度の堅持を求める陳情書

議事日程の追加

- 第 1 議員辞職について
 - 第 2 選挙第3号 議長の選挙
 - 第 3 議席の一部変更
 - 第 4 議長の常任委員会委員の辞任について
 - 第 5 議長の議会運営委員会委員の辞任について
 - 第 6 議会運営委員会委員の補充選任について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（石森靖明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石森靖明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において4番笠松均君、5番吉田清君を指名いたします。

次の日程の前に、昨日、柴田町選挙管理委員に当選されました皆様を紹介いたします。

それでは、一人一人自己紹介をお願いいたします。

○選挙管理委員（水戸一郎君） 第12区A、水戸一郎でございます。よろしくお願いいたします。

○選挙管理委員（アイハラケンイチ君） 第29Dに住んでおりますアイハラケンイチと申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○選挙管理委員（イガラシマユミ君） 29B区に住んでおりますイガラシマユミです。よろしくお願いいたします。

○選挙管理委員（ トシオ君） 第1区に住んでおります トシオと申します。よろしくお願いいたします。

○議長（石森靖明君） それでは、代表して水戸一郎さんからご挨拶をお願いいたします。

○選挙管理委員（水戸一郎君） 大変貴重な時間を空けていただきまして、誠にありがとうございます。選挙管理委員4名を代表いたしまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

この都度の議会におきまして、私たち4名を柴田町の選挙管理委員に選出させていただきましたこと、誠に光栄と同時に身の余る思いでございます。

この上は、公職選挙法によりまして、公正かつ適切な明るい正しい選挙に邁進していくつもりでございます。

最後になりますけれども、議員の皆様をはじめ、関係各位におかれましては、今後とも温かいご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますけれども、選任に当たっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

○議長（石森靖明君） お疲れさまでございました。

次の日程に入る前に、本日、私の一身上の都合により、副議長に議員の辞職願を提出をいたしました。

本件は、私の一身上に関する事件でございますので、地方自治法第117条の規定により、私は除斥となりますので、ここで、本席を副議長と交代いたします。

この間、暫時休憩といたします。

〔議長退室、副議長議長席へ移動〕

午前 時 分 休 憩

午前 時 分 再 開

○副議長（吉田和夫君） それでは、再開いたします。

地方自治法106条第1項の規定により、私、副議長の吉田和夫が議長職を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。石森靖明議長から議員の辞職願が提出されたことに伴い、議員辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題といたしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（吉田和夫君） 異議なしと認めます。よって、議員辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とすることに決定いたしました。

ただいまから、追加の議事日程表を配付いたします。

その間、暫時休憩といたします。

午前 時 分 休 憩

午前 時 分 再 開

○副議長（吉田和夫君） それでは、再開いたします。

追加日程第１ 議員辞職について

○副議長（吉田和夫君） 追加日程第１、議員辞職についてを議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（鹿又博文君）

令和８年６月１１日

柴田町議会副議長 吉田和夫殿

柴田町議会議員 石森靖明

辞職願

このたび、一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（吉田和夫君） お諮りいたします。石森靖明議員の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（吉田和夫君） 異議なしと認めます。よって、石森靖明議員の議員の辞職を許可することに決まりました。

ここで、除斥となっておりました１８番石森靖明議員の除斥を解除し、入場を求めます。

〔１８番 石森靖明君 入場〕

○副議長（吉田和夫君） １８番石森靖明議員に報告いたします。石森靖明議員の議員の辞職については許可されました。

ここで、柴田町議会運営に関する基準１３７の規定により、石森靖明さんの発言を許します。

石森さん、議長席前にお進みください。

〔１８番 石森靖明君 登壇〕

○１８番（石森靖明君） このたびは、私の一身上の都合により議員を辞職したい旨、お届けをしましたところ、許可をいただきまして、誠にありがとうございます。また、このように最後の発言をさせていただく機会を設けていただきましたことに感謝を申し上げたいというふうに思っています。

２０２１年３月の選挙におきまして初当選をさせていただきまして以来、５年と約２か月の間、この議場で様々な議論をさせていただきました。この間、お支えをいただき、そしてご指導いただきました同僚議員の皆様、そして滝口町長をはじめとする執行部の皆様に、深く感謝を申し上げたいというふうに思っております。

初当選当初、36歳という若さでございました。子育て世代の代表として、子育て世代の声、それだけではなくご高齢の方の声も含めて、多くの町民の皆さんの声をこの町政へと届けたい、その思いで立候補し初当選をさせていただき、一般質問なんかでも、若さゆえ生意気な質問もさせていただきましたが、課長さん方には本当に真摯にご答弁をいただき、中には政策まで立案、実行をしていただく、そういったこともしていただくこともできました。

最後の1年間は議長として、これまで積年の課題であった議会モニター制度の制度設計、これについてはようやく今年度から動き出す、そういった見通しもつけることができました。ただ、昨年の4月の議長選挙において、皆様とお約束をさせていただきました議員定数の在り方等については、まだその議論を経ないまま退任する運びとなりましたが、ぜひこの点については、新議長の下で議論を展開をしていただければというふうに思っております。

最後になりますが、柴田町議会、そして柴田町の限りない発展と、本日ここにおられる皆様方のご健勝をお祈りを申し上げまして、退任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○副議長（吉田和夫君） 大変お疲れさまでございました。

〔18番 石森靖明君 退場〕

○副議長（吉田和夫君） お諮りいたします。ただいま議長が欠けたことにより、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに選挙を行います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（吉田和夫君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とすることに決定いたしました。

追加の議事日程表を配付いたします。

ここで、執行部の皆さんはご退席をお願いいたします。

ただいまから休憩いたします。

10時45分再開いたします。

午前 9時43分 休 憩

午前10時45分 再 開

○副議長（吉田和夫君） 再開いたします。

追加日程第2 選挙第3号 議長の選挙

○副議長（吉田和夫君） 追加日程第2、選挙第3号議長の選挙を行います。

選挙の方法は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔書記議場閉鎖〕

○副議長（吉田和夫君） ただいまの出席議員数は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番平間康弘君、4番笠松均君を指名したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田和夫君） 異議なしと認めます。よって、立会人に3番平間康弘君、4番笠松均君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔書記投票用紙を配付〕

○副議長（吉田和夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田和夫君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。よって、被選挙人1人の氏名を記載してください。

投票箱を点検させます。

〔書記投票箱を点検〕

○副議長（吉田和夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。記載所は特に設けておりません。それぞれの議席で記載の上、投票箱に投じていただきます。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、その順番で投票箱に投票願います。書き終わりましたか。

点呼を命じます。

○議会事務局長（鹿又博文君） それでは、私から呼び上げます。登壇して投票をお願いします。

1番吉田謙治議員、2番大橋武彦議員、3番平間康弘議員、4番笠松均議員、5番吉田清議員、6番小田部峰之議員、8番安藤義憲議員、9番平間幸弘議員、10番桜場政行議員、11番大

坂三男議員、12番平間奈緒美議員、13番佐々木裕子議員、14番高橋たい子議員、15番広沢真議員、16番白内恵美子議員。

副議長は、議長席で投票をお願いいたします。

○副議長（吉田和夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田和夫君） なしと認めます。投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。立会人3番平間康弘君、4番笠松均君、立会いをお願いいたします。

〔立会人2人登壇〕

〔書記演壇にて開票〕

○副議長（吉田和夫君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

うち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

平間奈緒美さん 11票

大橋武彦君 5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、平間奈緒美さんが議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔書記議場開鎖〕

○副議長（吉田和夫君） ただいま議長に当選されました平間奈緒美さんが議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選告知をいたします。

ただいま議長に当選されました平間奈緒美さんを紹介いたします。議長の登壇をお願いいたします。

〔議長 平間奈緒美君 登壇〕

○議長（平間奈緒美君） ただいま議員各位のご推挙により議長に選出させていただきましたこと、心より感謝申し上げます。

その一方で、柴田町議会を代表する議長という大役を仰せつかり、その責任の重さを改めて感じております。

議員各位のお力添えをいただきながら、柴田町の発展と住民の福祉の向上のため、誠心誠意努めてまいります。

今後とも、皆様のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（吉田和夫君） それでは議長と交代いたします。平間奈緒美さん、議長席にご着席ください。

ご協力、誠にありがとうございました。

〔副議長が退席、議長が議長席に着席〕

○議長（平間奈緒美君） お諮りいたします。議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3とし、議席の変更を議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3とすることに決定いたしました。

ただいまから、追加の議事日程表を配付いたします。

追加日程第3 議席の一部変更

○議長（平間奈緒美君） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴い、柴田町議会会議規則第3条第3項及び柴田町議会運営に関する基準14により、議席の一部を変更いたします。

変更後の新しい議席については、事務局長より、変更のあった議席番号及び氏名を朗読させます。

○議会事務局長（鹿又博文君） それでは、変更になりました議席番号と氏名を読み上げます。

議席番号12番平間奈緒美議員が18番の議席へと変更となります。

以上でございます。

○議長（平間奈緒美君） ただいまから休憩いたします。

11時10分再開いたします。

午前11時03分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

○議長（平間奈緒美君） 再開いたします。

私は現在、総務常任委員会及び議会運営委員会に所属しておりますが、議長の職責上、常任委員会、議会運営委員会に所属することは適当でないと判断し、先例に倣い、総務常任委員会及び議会運営委員会の委員を辞任したいと思います。

本件は、私の一身上に関する事件でございますので、地方自治法第117条の規定により、私は除斥となりますので、ここで、本席を副議長と交代いたします。

○議長（平間奈緒美君） この間、暫時休憩いたします。

午前 時 分 休 憩

午前 時 分 再 開

○副議長（吉田和夫君） 再開いたします。

議長が除斥となりましたので、議長に代わって私がここから進行いたします。

お諮りいたします。議長の常任委員会委員の辞任について及び議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第4及び追加日程第5とし、議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田和夫君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任についてを追加日程第4、議会運営委員会委員の辞任についてを追加日程第5とすることに決定いたしました。

ただいまから、追加の議事日程表を配付いたします。

○副議長（吉田和夫君） 暫時休憩いたします。

午前 時 分 休 憩

午前 時 分 再 開

○副議長（吉田和夫君） 再開いたします。

追加日程第4 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（吉田和夫君） 追加日程第4、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたし

ます。

お諮りいたします。議長の総務常任委員会委員の辞任の申出があります。本件は申出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田和夫君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

追加日程第5 議長の議会運営委員会委員の辞任について

○副議長（吉田和夫君） 追加日程第5、議長の議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。議長の議会運営委員会委員の辞任の申出があります。本件は申出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（吉田和夫君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで、議長の入場を求めます。

〔議長入室、議長席へ移動〕

○副議長（吉田和夫君） 私の職務は終わりましたので、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

〔副議長自席へ移動〕

○議長（平間奈緒美君） お諮りいたします。議会運営委員会委員の補充選任についてを日程に追加し、追加日程第6とし、議会運営委員会委員の補充選任についてを議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の補充選任についてを日程に追加し、追加日程第6とすることに決定いたしました。

ただいまから、議事日程表を配付いたします。

○議長（平間奈緒美君） 暫時休憩いたします。

午前 時 分 休 憩

午前 時 分 再 開

○議長（平間奈緒美君） 再開いたします。

追加日程第6 議会運営委員会委員の補充選任について

○議長（平間奈緒美君） 追加日程第6、議会運営委員会委員の補充選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第5条第3項の規定により議長において小田部峰之君を議会運営委員会委員に指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり議会運営委員会委員に補充選任することに決定いたしました。

なお、任期は本日から令和9年3月31日までであります。

これより休憩いたしますが、休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

議会運営委員会委員は直ちに委員会室にご参集願います。

○議長（平間奈緒美君） ただいまから休憩いたします。

再開は11時30分といたします。

午前11時17分 休 憩

午前11時30分 再 開

○議長（平間奈緒美君） 再開いたします。

休憩中に行われました議会運営委員会において、委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長に広沢真君、副委員長には白内恵美子さん。

以上のとおり選任されました。

日程第2 意見書案第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

○議長（平間奈緒美君） 日程第10、意見書案第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。16番白内恵美子さんの発言を許します。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。

ただいま議題となっております意見書案第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出について、議案の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書（案）

婚姻に伴い一方の配偶者が希望していない場合であっても氏の変更を強制する民法750条は、氏名の変更を強制されない自由を侵害し憲法13条に違反します。さらに、法の下での平等を定め性別による差別を禁止した憲法14条1項、婚姻の自由及び夫婦間の本質的平等を定めた憲法24条1項、法律が個人の尊厳と両性の平等に立脚することを要請した同条2項に違反するほか、女性差別撤廃条約及び自由権規約にも反します。

法制審議会が選択的夫婦別姓制度の導入を答申してから30年となり、最高裁判所も2回にわたり国会の議論を促してきました。また、国連女性差別撤廃委員会からも法改正を求める再三の勧告を受けています。

政府は、令和8年3月13日、旧姓の単記も可能とする旧姓の通称使用の法制化方針を盛り込んだ「第6次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。しかしながら、公的な証明書への旧姓の単記が認められたとしても、旧姓の通称使用の法制化では夫婦同姓制度による人権侵害は解消されません。むしろ法的効力を有する氏名が2つ存在することになり、本来想定された使用方法を離れて、マネーロンダリング等の犯罪行為に悪用されるおそれも否定できません。

また、「家族の絆」を理由の1つとして夫婦同姓を強制することによって、夫婦が別姓を希望しているにもかかわらず、家族の構成員である夫婦の尊厳を奪うのは本末転倒です。選択的夫婦別姓制度の導入により、戸籍制度自体が失われるということもありません。

社会の動きを見ても、複数の経済団体が女性の職業活動上の不利益や企業経営上の観点から選択的夫婦別姓制度の早期実現について賛同を表明しました。国内の最新の世論調査では、選択的夫婦別姓制度への賛成が過半数を超え、各種世論調査においても、49歳以下の世代の多数が選択的夫婦別姓制度の導入を支持するに至っているほか、「法律婚待機人数」が60万人近くに上るという推計もあります。

これらの動きは、氏名の変更を強制されない自由等を侵害する夫婦同姓制度が人権問題であり、社会生活上大きな問題が生じていること、夫婦同姓制度の維持を前提とする旧姓の通称使用法制化によっては、問題の解決にならないことを示していると言えます。

本議会は令和3年6月11日、個人の尊重・ジェンダー平等・少子化対策・生産性向上等の観点から、選択的夫婦別姓の法制化を行うことを国会及び政府に求める意見書を提出していますが、このほど改めて、現行の民法750条及びこれに基づく事務規定を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを国会及び政府に強く求めます。

記

1 個人の尊重・ジェンダー平等・少子化対策・生産性向上等の観点から、選択的夫婦別姓制度の法制化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月11

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

法務大臣 殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。反対の方、挙手をお願いいたします。では、2番大橋武彦議員。

○2番（大橋武彦君） 2番大橋です。私は、この請願に反対の立場から意見を申し上げます。

結婚によって氏を変えることで、仕事や生活の中で不便を感じている方がいることは理解します。長く使ってきた名前には、その人の人生や努力、人とのつながりがあり、その思いを否定するつもりはありません。

しかし、夫婦の氏の問題は個人の選択だけでは終わりません。子どもの氏をどうするのか。兄弟の氏をどう扱うのか。戸籍制度との関係をどう整理するのか。学校・医療・福祉・災害時の現場で混乱が生じないようにできるのか。地方自治体の事務負担はどうなるのか。まだまだ

整理すべき課題は多くあると考えます。

また、柴田町民の中でこの制度を求める具体的な声がどの程度あるのか、町として、議会として十分に把握できているとは言い切れません。少数の声にも耳を傾けることは議会として大切な姿勢です。しかし、町の議会として国に意見書を提出するということは、柴田町議会全体の意思として国に制度改正を求めるということだと思えます。

そのためには、町民の声の把握、制度のメリット・デメリットの整理、そして将来、子どもたちや家族の在り方にどのような影響があるのかについてさらに慎重な議論が必要だと思えます。

私は、氏名変更による不便さを軽く見ているわけではありません。仕事上の通称使用の拡大や各種手続の簡素化など、今ある不便を減らしていく取組はむしろ進めるべきだと思えます。困っている人の声を受け止めながらも、家族制度、子どもたちへの影響、行政現場での課題を丁寧に整理し、国民的な議論の中で慎重に判断していくことが大切だと思えます。

子どもたちの未来を考えるからこそ、家族の形に関わる制度については、思いだけでなく制度として本当に大丈夫なのかを丁寧に見極める責任が私たち議会にもあると思えます。

以上の理由から、私は本請願の提出・採択に反対いたします。以上です。

○議長（平間奈緒美君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。挙手を願います。3番平間康弘さん、お願いいたします。

○3番（平間康弘君） 3番平間康弘でございます。意見書提出賛成の立場から意見を申し述べさせていただきます。

私は、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成です。その理由は、結婚後も生まれながらの姓で生きたいと望む人々の権限が、現在の制度の下では十分に尊重されていないからです。姓は単なる記号ではありません。家庭の歴史や自分の積み重ねてきた人生と結びついた大切なアイデンティティーの一部であります。

ところが、日本の民法では、結婚する2人のどちらかが必ず姓を変えなければなりません。実際に多くの場合、女性が改姓を強いられています。改姓による不利益は精神的な負担となるだけではなく、職場で築いてきた信用や研究者・専門職としての実績が姓と結びついていて、結婚によって名前が変わることはキャリアに直接の影響を与えます。

また、戸籍や銀行口座、資格証明など、あらゆる書類を変更する作業は時間と労力を必要とし、結婚した人だけにその負担を強いる現状の制度は公平とは言い難いと思えます。

一方、多くの先進国では、結婚後もそれぞれが自分の姓を名のることが認められています。

夫婦が別姓を選ぶことも、従来どおりの同姓を選ぶことも、複合姓にすることも可能であり、個人の選択を尊重する仕組みが整えられています。

その中で、日本は事実上、法律で夫婦同姓を義務づけられている例外的な国であります。国際的な人権意識の高まる現代社会においては、結婚によって自分の姓を手放さざるを得ない制度を続けることは、時代の流れに逆行していると言わざるを得ません。

実際、世論も変化しています。様々な世論調査では、選択的夫婦別姓の導入に賛成する人が5割から7割程度と過半数を占める結果が繰り返し示されております。選択的夫婦別姓は、全ての夫婦に別姓を強要する制度ではなく、同姓を望む人はこれまでどおり同姓を選べる、一方で別姓を望む人にもその選択肢を認めようという、極めて緩やかな提案であります。

以上の観点から、意見書を提出し、国会での論戦を期待したいと思います。法案を塩漬けにしないよう、柴田町から国会での議論が始まるよう働きかけたいと思います。同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） 次に、原案反対の方の発言を許します。挙手を願います。6番小田部峰之君。

○6番（小田部峰之君） 6番小田部峰之でございます。私は、反対の立場から討論を行います。

日本の国の社会において、家族は共同体の最小単位であり、人と人との絆を育む最も基礎となる場所、その家族の在り方を根底から変えかねない法改正に対しては、いまだ国民的な合意形成がなされていないと思われまふ。慎重であるべきです。

日本において、夫婦・家族が同じ氏を名のる制度は、明治以来長きにわたり定着し、日本の社会秩序や安定した家庭環境を支えてきた基盤です。同じ名字を名のるという営みそのものが家族としての共同体意識や一体感を無意識のうちに育んできたことは否定できません。これを安易に個人の選択の名の下にばらばらにすることは、家族の結びつきを弱め、結果として社会や国家そのものの弱体化や分断へつながるのではないかと危惧するものであります。

人口減少が我が国の最大の困難となっている今、家族の解体につながりかねない法制化は、少子化対策の流れに逆行するような気がしてなりません。

第2に、現在の日本の戸籍は、1つの家族を1つの単位として管理しています。別姓を認めれば戸籍管理は複雑化し、行政や民間企業のシステム改修には莫大な社会的コスト、すなわち貴重な税金と多大な手間が発生します。国が負担するのでしょうか。どこまで負担するのでしょうか。どの部分を負担するのでしょうか。一般財源の持ち出しはないのでしょうか。財源の回収に国・県からの予算が削られたり、条件が厳しくなったり、巡り巡って復興税や新たな法

定外目的税のような形で上乗せされないと言い切れるでしょうか。

法律婚待機人数60万人全国にいらっしゃるようでございますけれども、私は、そのような方々から、困っているのです、何とかしてくださいと相談されたことはまだありません。決してその方々の存在を無視しているのではありませんけれども、これは大変重要なことなので、意見を直接聞いて、議会で、議員間で議論を深めて合意形成してからなのではということでございます。

個人の利便性を優先して、家族という集団の安定と一体感、そして社会の信頼基盤である戸籍制度や秩序を揺るがすような法制化を求める意見書提出には反対です。

以上、私の反対討論といたします。同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。4番笠松均君。

○4番（笠松 均君） 4番笠松均でございます。ただいま議題となっております選択的夫婦別姓制度につきまして、賛成の立場から意見を申し述べます。

本意見書が求める選択的夫婦別姓制度は、決して全ての夫婦に別姓を強制するものではありません。あくまで同姓にしたい夫婦はこれまでどおり同姓を選び、別姓を望む夫婦にはその選択肢を認めるという、多様性を認める制度でございます。

家族の一体感が損なわれるのではないかという懸念の声があることも重々承知しております。しかし、家族の絆とは、姓が同じか違うかという形式によって保たれるものではなく、互いを思いやり、支え合う個人の関係性の中にこそ宿るものであります。多様な家族の在り方を法的に認め包括していくことが、結果として社会全体の安定と優しさに結びつくのではないのでしょうか。

本意見書は、町議会に対して直接法制化を求めるものではなく、法改正に向けた議論を国へ促すものであります。国民的な議論が深まる中、地方自治体の議会として多様な住民の声をしっかりと国に届けることは、我々地方議員の重要な役割であります。

議員各位におかれましては、住民一人一人の生きやすさと、これからの持続可能な地域社会の在り方に思いをはせていただき、本意見書に真摯なご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（平間奈緒美君） 次に、原案反対の方の発言を許します。8番安藤義憲君。

○8番（安藤義憲君） 8番安藤でございます。選択的夫婦別姓制度に反対する立場から申し上げます。

まず、氏かばね別々であることは、夫婦間・親子間において家族間が壊れてしまいます。生まれくる子どもに対し、どちらの氏かばねにするか協議しなければなりません。家族内でかばねが異なることで子ども自身が悩んだり、他の子どもから心ない言葉をかけられたりと、子ども自身、心に大きな負担がかかります。

そして、何よりも、生まれくる子どもの人権が守られているとは思えません。生まれくる子自身は自分のかばねを選ぶことができません。親が自分のかばねを名のらせる。生まれくる子どものかばねが親の都合で決められてしまう。このことを見ても、子の人権が無視されているのではないかと思います。子どもが成長して、かばねについてお父さん、あるいはお母さんに、自分のかばねに直そうとしても、聞いても、煩わしさが出てまいります。

子の人権を守るために、夫婦別姓に強く反対いたします。同僚議員のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（平間奈緒美君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。5番吉田清君。

○5番（吉田 清君） 5番吉田清でございます。私は、ただいま上程されました選択的夫婦別姓の導入を求める意見書案に対し、賛成の立場から討論を行います。

私たちが今、真摯に向き合うべきことは、これからの未来を生きる若い世代の切実な声ではないでしょうか。現在、結婚によって姓を改める方の約9割が女性です。改姓によって、これまで積み上げてきたキャリアや実績、知名度がリセットされるような思いをしたり、社会的な活動において多大な不便や不利益を強いられたりしている方が少なくありません。国が真に女性の活躍を掲げるのであれば、まずはこうした制度上の障壁を取り除くべきではないでしょうか。

世界に目を向ければ、法律で同姓を義務づけているのは日本だけであり、国際社会から取り残されつつあります。国立社会保障・人口問題研究所の全国家庭動向調査では、60歳未満の約85%の方が、別姓であってもよいと回答しています。また、日本労働組合の調査でも、69%の方が賛成回答。何よりも10代、20代の若い世代へのアンケートでは、実に9割もの人々が選択的夫婦別姓に賛成をしています。彼らは決して家族の崩壊を望んでいるわけではございません。お互いの尊厳を認め合い、支え合える新しい家族の形を求めているのでございます。

これからの日本を背負って立つ若者たちの意見を尊重し、時代に即した選択肢を用意すること、これこそが今を生きる私たちの責任であるべき姿だと確信しています。伝統を守ることと選択肢を広げることとは決して矛盾していません。

同僚議員の皆様におかれましては、ぜひ若い世代の声を聞いていただき、ご判断を賜ります

よう強くお願いを申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（平間奈緒美君） ほかに討論ありませんか。17番吉田和夫君。

○17番（吉田和夫君） 17番吉田和夫でございます。選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書提出の請願書について、提出賛成の立場から意見を申し上げます。

政府の中でも、選択的夫婦別姓をめぐり推進派と慎重派の議員連盟が発足し、話題になりました。実は、この制度、1996年に政府の厚生審議会が民法改正案要綱に盛り込んだのですが、反対意見に押され、導入を断念されています。以来、25年間、議論が続いているものでございます。

意見書提出の賛成理由は、大きく3点申し上げます。

1点目、日本では夫婦同姓が義務づけられていますが、選択的夫婦別姓は、夫婦が望むなら別々の姓も認めましょうという制度です。背景には、働く女性の増加や男女平等の意識が高まっていることです。世界の先進地においても、男女同権の見地から改正されています。ドイツでも、結婚後、共通の姓を決めるべきとされつつも、決定しない場合は自らの姓を婚姻後も認められております。

2点目、近年、女性の社会進出が進み、結婚し、改姓によるキャリアが中断されるなど、不都合が生じています。改姓を強いるのは、人権尊重の観点から問題があると指摘されていること。

3点目、結婚し、同姓義務づけは法の下での平等を定めた憲法違反との裁判も起こされ、2015年には最高裁判所が合憲の判断を下していますが、選択的夫婦別姓については、国会で議論、判断すべきと指摘されています。

以上の観点から、意見書を提出し、国会での論戦を期待したいと思います。夫婦別姓に対し、世論調査では賛成・反対と以前は拮抗しておりましたが、近年の調査では、若者を中心に賛成が増えています。

法案を塩漬けしないよう、柴田町から国会で議論が始まるよう働きかけたいと思います。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平間奈緒美君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平間奈緒美君） これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第1号選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平間奈緒美君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、法務大臣となっていますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第3 請願第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書提出の請願書

○議長（平間奈緒美君） 日程第3、請願に入ります。

請願第1号については、さきの日程にて意見書案として提出され、可決されておりますので、ここでは報告のみの取扱いといたします。

日程第4 陳情第1号 日本政府に「非核三原則を厳守し、実行を求める」意見書提出について（陳情）

陳情第2号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

陳情第3号 国民健康保険財政への定率国庫負担の増額を求める陳情書

陳情第4号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬などへの追加負担導入の中止、および公的医療保険制度の堅持を求める陳情書

○議長（平間奈緒美君） 日程第4、陳情に入ります。

6月会議において、本日までに受理した陳情は、御手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

いずれも議会運営委員会の協議により、配付のみの取扱いといたします。

○議長（平間奈緒美君） 常任委員会の休会中の活動予定の件について連絡いたします。

6月会議後の委員会活動予定については、お手元に配付いたしました内容ですので、ご承知願います。

これで6月会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じますが、町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 今回、新女性議長の下で、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書

が採択された画期的な議会を前に、6期20年間にわたる町政運営からの退任に当たり、挨拶の機会をいただき、誠に感慨深いものがございます。

改めて、町民の代表である議員の皆様、また町民の皆様に、今期をもって町長職を退任することを正式に表明させていただきます。

退任する理由は、1つに、政策提案力の衰えです。デジタル社会を迎えた中で、柴田町の未来を切り開く独自の政策を立案し、住民や職員、そして議会の皆さんに提案することが難しくなったことでございます。

2つに、新図書館、みんなの広場、室内子ども遊び場、新スロープカーへの更新などの整備による、図書館を核としたにぎわいづくりのプロジェクトに完成のめどがついたことです。

3つに、美しく元気でにぎわいのあるコンパクトな町の実現に向けて、「花のまち柴田」をテーマに取り組んだまちづくりが、一定の成果を上げたことでございます。柴田千桜橋から眺める桜の絶景が国内外の観光客を魅了し、桜の名所としての知名度が格段に高まりました。

4つに、職員や組織の政策力、業務の執行力が格段にレベルアップするとともに、財政面でも、私が町政を引き受けたときの貯金が約4億4,000万円から約20億円へ、借金も156億円から約149億円と、数値を改善して引き継げることでございます。

おかげさまで今年は、柴田町が誕生し70周年目の節目の年に当たります。また、私も5月11日をもって75歳の誕生日を迎え、後期高齢者となりました。この節目の年こそ、若い世代に町政運営をバトンタッチするには絶好のタイミングではないかと判断した次第です。議会の皆様には、これまでのご指導・ご鞭撻に改めて感謝申し上げます。

ここで、少しお時間をいただき、6期24年間に及ぶ町政運営の歩みについてお話しさせていただきます。

私が政治家になろうと志したきっかけは、大河原振興事務所振興室長時代、柴田町さくらの会から、千本桜植栽記念式典において知事からのメッセージが欲しいと要請されたことでございました。知事の代理で祝辞を読んだ際、そこに出席していたのは、船岡中学校の先輩や後輩の皆さんでした。式典が終わり先輩に言われたのは、「室長、机の上でまちづくりはできないよ」という強烈な言葉でした。

そこで、私は、柴田町さくらの会に上げていただき、一緒に汗を流すとともに、本屋巡りが好きだったこともあって、図書館が欲しい会にも参加し、まちづくり活動を始めました。多くの仲間の皆さんと活動を続けていくうちに、柴田町の町政運営に直接関わってみたいとの思いが募り、公務員から政治家の道を目指すことにしたものです。

当時の首長は80歳でしたが、政治力に優れ、威厳があり、人脈も豊富で、よい意味で政治の世界のモンスターと呼ばれる実力のある方でした。しかし、その分、一般の市民には近寄り難く、自由にものが言える雰囲気ではありませんでした。

そこで、閉塞感漂う柴田町に新しい風を吹かせたい、庶民派の政治家として住民と一緒に町をつくりたいとの思いで挑戦し、図らずも首長の重責を担わせていただくことになった次第でございます。

就任してまず取り組もうとしたのが、美しく元気でにぎわいのあるコンパクトシティの実現でございます。しかし、あれもやりたい、これもやりたいと意気込んではみたものの、現実はいそう甘くなく、財政は火の車、いつ財政が破綻してもおかしくない状況に啞然としたところでございます。

そんなとき、このまま何もできない滝口町政では、柴田町はじり貧だと。そして、3町合併問題がクローズアップされることになりました。3町合併問題を通じて、局面の打開を図ろうとする動きは、柴田町の将来のことを考えてのことだとは思いますが、私からすると、推進派の皆さんは、合併が行われ、役所が置かれた中心部と周辺部との間に格差が広がり、ひいては地域全体の衰退を招いている現実を見ようとはしませんでした。

冷静に考えれば、合併して行政区域を拡大したからといって、財政が自動的に好転するわけではありませんし、ましてや地域経済が活性化するなどというのは幻想にすぎません。当たり前のことですが、自分たちの町の将来のことは自分たちで考え、自らまちづくりに汗をかかない限り、町がよくなるはずはありません。

2度の3町合併問題は、町民の皆さんが、自立の道を選択したことで決着し、柴田町は自治のとりでとして、平成21年12月に、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を制定しました。

しかし、自立の道は選択はしてみたものの、前途にはいばらの道が待ち構えていました。柴田町が自立するためにはどうしても、これまでの仕事の仕方や予算の配分を変える行財政改革が必要でした。町民の皆さんに、柴田町の財政は借金というがんに侵されており、ここで思い切った外科手術をしなければ、財政再建団体への転落が免れないと、避けられないと説明しても、相変わらず政治家を使って国からお金を持ってくるのが町長の仕事だ、借金も財産のうち、借金してでも仕事をやれ、今の滝口町政は何もしないという批判を全身で浴びることになってしまいました。

しかし、初めのうちは柴田町の倒産を認めたがらなかった町民の皆さんも、夕張ショックを境に自治体も破綻することを知り、県下で最も激しい痛みを伴う行財政改革を受け入れていた

だきました。

3期目になってやっと美しく元気にぎわいのあるコンパクトシティの実現を目指し、「花のまち柴田」をテーマに、自立の道を歩むことができるようになりました。まずは、船岡、槻木、船迫、そして東船岡地区を核として、農村部とのシームレスに結ぶコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を形成し、都市の標準装備である美しい町並みや公園、体育館や図書館等の都市施設を整備し、町民の安全・安心な暮らしを支えるセーフティーネットを構築した上で、国内外との交流を図り、にぎわいのある町をつくることに着手しました。

その後、4期目、5期目、6期目の町政運営においては、国の方針が、地方分権改革によって、国主導から、自分たち地域の課題は自分たちで解決し個性豊かで活力ある地域づくりへシフトしたことや、また財政面からも、まちづくり交付金、現在は都市再生整備計画事業、地方版総合戦略に基づく地方創生推進交付金、第2世代交付金、現在は未来交付金、緊急防災・減災事業債等の支援メニューが用意され、また公民連携によるPFI事業で民間資金の活用もしやすくなりました。

柴田町は、こうした国の方針転換を追い風に町独自の政策を立案し、国の支援メニューを積極的に活用したことで、桜連絡橋、現在、柴田千桜橋の建設、また役場庁舎や保健センターのリニューアル、PFIによる総合体育館の建設、52億円をかけた鷺沼5号調整池の整備、そして現在では、図書館を核としたにぎわいづくりなどの大型プロジェクトの推進が可能となっています。

一方で、平成23年3月に起きた東日本大震災、令和元年に発生した台風19号による甚大な被害、コロナ禍の蔓延、国際紛争の影響による物価高やエネルギーの高騰など、自然の脅威や社会的・経済的リスクの対応も余儀なくされました。それでも、柴田町は常に前向きに政策にチャレンジすることを心がけた結果、私は、他の自治体の1歩先を行く自治体に変容することができたのではないかと考えています。

もう一つ、政治家としてやり遂げたかったことは、政治スタイルや政治風土の変革でした。まず、町政運営においては、トップの心構えとして、威張らず、おごらず、親しみやすくを肝に銘じ、常に現場に足を運び、自分の目で確かめ、町民の声を聞き、政策に反映させるスピーディーな自治体像を追い求めました。

庶民派の政治家として、これまでの政治力に頼った我田引水型の政治スタイルとは一線を画すことから始めました。職員と共にアンテナを高くし、国の政策動向をいち早くキャッチし、また他の先進自治体に学び、柴田町独自の政策をつくり上げて国の資金を活用する、いわゆる

エビでタイを釣る政策力に磨きをかけることに全力を挙げてきました。

特に、4期目以降は、多選による弊害と批判されないよう、1つに、行政の硬直化や政策のマンネリ化に対しては、常に新しい発想や政策を打ち出したこと、2つに、特定の利害関係者との癒着や利権が生まれないよう、庶民派の首長として公平・公正でクリーンな政治を心がけたこと、3つに、職員のやる気のなさや不正や不祥事が起きないように、常にトップの志を語り、役場の果たすべき役割や使命や職員のモチベーションの向上に意を用いてきました。

議会との関係においては、常にタイムリーな情報を分かりやすく提供し、お互いに情報を共有した上で、切磋琢磨しながら、理想的な形で二代表制の機能を発揮することができたのではないかと考えております。

町民の皆さんに対しては、政策は予算なり、その予算については、入るを量りていずるを制することが原則であることを分かりやすく説明し、おねだり民主主義、お任せ民主主義からの脱却を促しました。まさに、シティーマネジャーとして町政を運営する、新しいタイプの首長像を示せたのではないかと考えています。手前みそになりますが、それが補助金ハンターという称号につながったのではないかなと考えております。

町長としての6期24年間は、まさに山あり谷ありの日々でした。最もうれしかったことは、1つに、子どもたちから、学校や校庭を改修したり、新しい遊具やテニスコートを整備するたびに、感謝のメッセージが届いたことです。まさに政治家冥利に尽きます。

2つに、政治家を志し、花のまち柴田の魅力を世界に発信したい、桜の風景を1,000年先まで伝えたい、新しい図書館をつくりたいという希望がかなったことです。

3つに、花のまち柴田に賛同した多くの企業や高等学校や県の寄附金で、これまで500本もの桜の木を植えることができ、後世に美しい桜の景観を引き継ぐことができたことです。

最も苦しかったことやつらかったことは、1つに、財源不足が深刻で、四六時中お金の調達に頭を悩ませていたにもかかわらず、一方的に何もしない町長と批判され悔しい思いをしたことです。

2つに、柴田町は子育て支援や生活環境整備が遅れているのに、花ばかり植えてと誤解されたことへのいら立ちです。

3つに、地震、台風、コロナ禍といった自然の脅威や に対し、一地方自治体の限界を知り、無力さを感じたこととございます。

この24年間、幾度となく心が折れそうになったこともありましたが、それでもリーダーとして、「闇が深ければ深いほど明日は明るい」の先人の教えを心に刻み、暗いと文句を言う前に、

進んで明かりをつけようと自分を鼓舞して、一つ一つ困難を乗り越えてきました。常に希望という種をまいて、努力という水をかけ、24年間かかって、やっと満足という花を咲かせることができました。

改めて、首長の役割とは、町民から負託された夢や希望を単なるスローガンや空手形に終わらせることなく、常に鳥の目と虫の目の視点を持って、厳しい現実と将来の理想との合間をはかりながら、公約の実現に向けて責任を果たすことだと思います。首長には、熱い使命感と強い責任感が必要です。手前みそながら、私の首長としての責任は果たせたのではないかと考えております。

職員には、本当に苦勞をかけました。この拙い町長によく我慢して最後までついてくれたと、今は感謝の気持ちでいっぱいです。

議会の皆さんとは丁々発止の議論をしましたが、登る山道は違っても、町民のため、柴田町のためと同じ頂を目指し、伴走していただいたように思います。

町民の皆さんには、気さくな町長として受け入れてもらい、最後まで気軽に声をかけ、接していただきました。

さらに、政治家への道を志すきっかけとなった柴田町さくらの会や図書館が欲しい会の皆さんにも改めて感謝申し上げます。

今は、やり切った達成感と、重責から解放される安堵感でいっぱいでございます。

今後はさらに人口が深刻化してきます。経済や都市の規模が拡大してきた時代から、賢く縮むスマートシュリンクの時代への転換も加速してきます。柴田町は、町のコンパクト化、自治体のダウンサイジング、それを補うデジタル化等への対応を急がなければなりません。

私の後を引き継ぐ若い政治家の皆さんには、こうした時代の流れを先読みし、まちづくりへの情熱と志をたぎらせながら、デジタル技術を活用したスマートシティの構築を図る中で、自立して持続可能な柴田町の未来を切り開いてくれることを期待しています。

最後に、平成14年4月23日に、柴田滝口丸として出航して以来、柴田町の未来を切り開く私なりの羅針盤を持って、大海原を航海してきました。時には大しけに遭いながらも、難破することなく無事航海を終え、いよいよ令和8年7月22日に最終の寄港地に入港し、重い積荷を下ろすことができます。

議会の皆様には、大過なく港に無事着岸できるまで、これまでのとおりのご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

6期24年間、大変長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○議長（平間奈緒美君） これをもって令和８年度柴田町議会６月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後０時２６分 休 会

上記会議の経過は、事務局長鹿又博文が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和８年６月１１日

議 長 平 間 奈緒美

署名議員 ４番 笠 松 均

署名議員 ５番 吉 田 清